

# 平成26年4月以降の手当額について

- （児童扶養手当法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく）手当は、法律に基づき物価が上昇すれば増額し、物価が下落すれば減額する仕組み（物価スライド）となっています。
- また、現在お支払いしている児童扶養手当等の手当は、平成11年から13年にかけて物価が下落したにもかかわらず、特例法で額を据え置いたことなどにより、本来の手当額より1.0%高い水準（特例水準）となっています。（別紙1）
- このため、平成24年11月に成立した法律（国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（平成24年法律第99号））で、特例水準の計画的解消を図ることが定められました。具体的には、本来の手当額との差の1.7%を平成25年度から平成27年度の3年間で解消することとしており、平成26年4月にも0.7%の引下げを行います。（別紙2）
- 児童扶養手当等の手当額は、平成25年の物価スライドが0.4%の上昇となったこと及び特例水準を0.7%解消することに伴い、その額を0.3%引下げる改定を行います。
  - ・ 児童扶養手当（児童扶養手当法（昭和60年法律48号。以下、児扶法））
  - ・ 特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当、経過的福祉手当（特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律134号。以下、特児法））
  - ・ 医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律117号。以下、被爆者援護法））
- 特別障害給付金の給付額は、特例水準が存在しないため、0.4%引上げる改定を行います。
  - ・ 特別障害給付金（特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成16年法律第166号。以下、特障法））
- また、以下の各種手当の額についても、毎年度、児童扶養手当等の手当額の改定の仕組み等に倣い、給付額の改定を行っています。
  - ・ 介護手当、葬祭料（被爆者援護法）
  - ・ 医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、遺族年金、遺族一時金、葬祭料（予防接種法（昭和23年法律68号））
  - ・ 医療手当、障害児養育年金、障害年金、遺族年金、葬祭料（新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法（平成21年法律98号。以下、特措法））
  - ・ 医療手当、障害年金、障害児養育年金、遺族年金、遺族一時金、葬祭料（独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成14年法律192号。以下、機構法））

<平成26年4月から平成27年3月までの児扶法に基づく手当額>

	平成25年10月～平成26年3月 (月額)	平成26年4月～平成27年3月 (月額)
児童扶養手当 (全額支給)	41,140円	41,020円
児童扶養手当 (一部支給)	41,130～9,710円	41,010～9,680円

<平成26年4月から平成27年3月までの特児法に基づく手当額>

	平成25年10月～平成26年3月 (月額)	平成26年4月～平成27年3月 (月額)
特別児童扶養手当 (1級)	50,050円	49,900円
特別児童扶養手当 (2級)	33,330円	33,230円
障害児福祉手当	14,180円	14,140円
特別障害者手当	26,080円	26,000円
経過的福祉手当	14,180円	14,140円

\* 実際に引下げとなる額については、端数処理等の理由により、平成25年10月～平成26年3月の手当額の0.3%に相当する額と完全に一致するものではありません

<平成26年4月から平成27年3月までの被爆者援護法に基づく手当額>

	平成25年10月～平成26年3月 (月額)	平成26年4月～平成27年3月 (月額)
医療特別手当	135,540円	135,130円
特別手当	50,050円	49,900円
原子爆弾小頭症手当	46,650円	46,510円
健康管理手当	33,330円	33,230円
保健手当（法※1第28条第3項各号のいずれかに該当する場合）	33,330円	33,230円
保健手当（該当しない場合）	16,720円	16,670円
介護手当の下限額	21,270円	21,210円
家族介護手当	21,270円	21,210円
葬祭料※2	201,000円	206,000円

※1被爆者援護法

※2生活保護法に基づく葬祭扶助基準額の改定にあわせて引き上げる。

<平成26年4月から平成27年3月までの特障法に基づく手当額>

	平成25年10月～平成26年3月 (月額)	平成26年4月～平成27年3月 (月額)
特別障害給付金 (1級)	49,500円	49,700円
特別障害給付金 (2級)	39,600円	39,760円

<平成26年4月から平成27年3月までの予防接種法に基づく手当額>

	平成25年10月～平成26年3月	平成26年4月～平成27年3月
医療手当（月8日以上入院又は月3日以上通院及び同一月の入通院）	月35,300円	月35,200円
医療手当（月8日未満入院又は月3日未満通院）	月33,300円	月33,200円
障害児養育年金（1級）	年1,509,600円	年1,503,600円
障害児養育年金（2級）	年1,207,200円	年1,203,600円
障害年金（A類疾病：1級）	年4,825,200円	年4,810,800円
障害年金（A類疾病：2級）	年3,860,400円	年3,849,600円
障害年金（A類疾病：3級）	年2,896,800円	年2,886,000円
障害年金（B類疾病：1級）	年2,680,800円	年2,672,400円
障害年金（B類疾病：2級）	年2,144,400円	年2,138,400円
死亡一時金	年42,200,000円	年42,100,000円
遺族年金	年2,344,800円	年2,337,600円
遺族一時金	年7,034,400円	年7,012,800円
葬祭料※	201,000円	206,000円

※生活保護法に基づく葬祭扶助基準額の改定にあわせて引き上げる。

<平成26年4月から平成27年3月までの特措法に基づく手当額>

	平成25年10月～平成26年3月	平成26年4月～平成27年3月
医療手当（月8日以上入院又は月3日以上通院及び同一月の入通院）	月35,300円	月35,200円
医療手当（月8日未満入院又は月3日未満通院）	月33,300円	月33,200円
障害児養育年金（1級）	年1,174,800円	年1,168,800円
障害児養育年金（2級）	年939,600円	年936,000円
障害年金（1級）	年3,753,600円	年3,741,600円
障害年金（2級）	年3,002,400円	年2,994,000円
遺族年金 （生計維持者である場合）	年3,280,000円	年3,270,000円
葬祭料※	201,000円	206,000円

※生活保護法に基づく葬祭扶助基準額の改定にあわせて引き上げる。

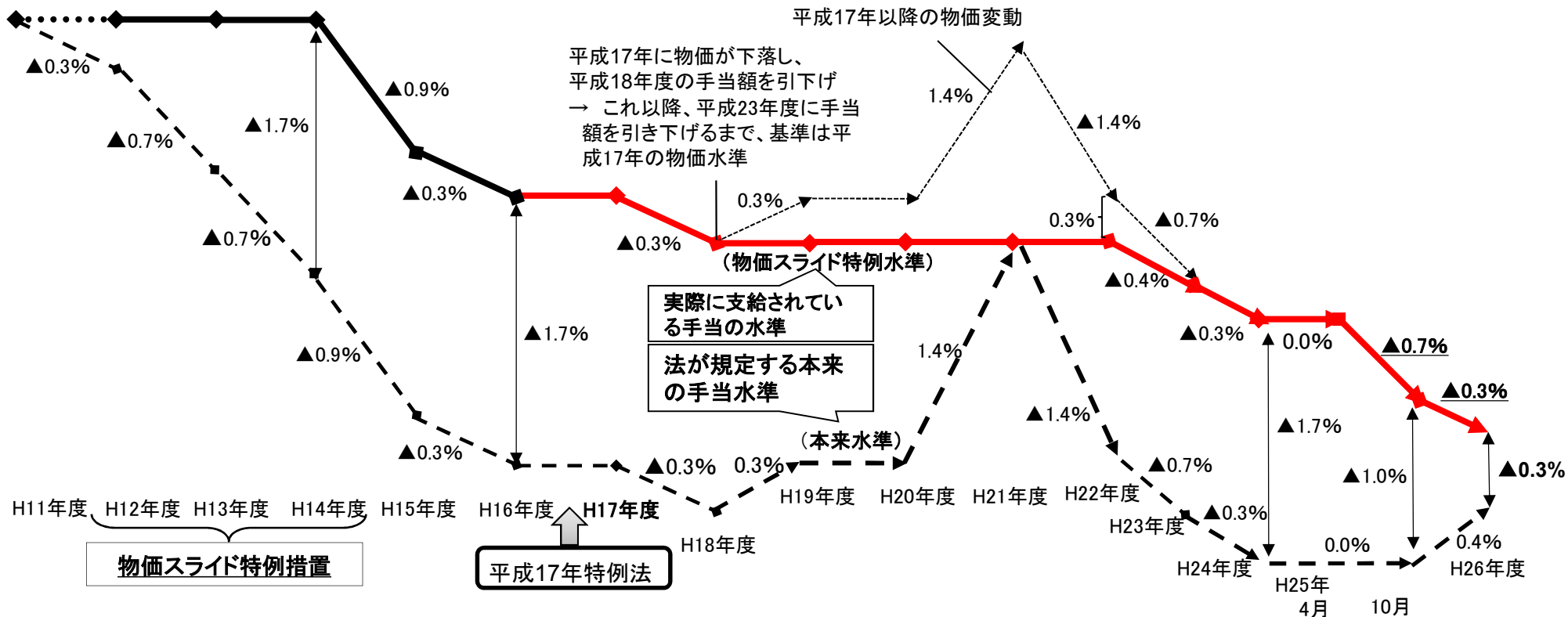
<平成26年4月から平成27年3月までの機構法に基づく手当額>

	平成25年10月～平成26年3月	平成26年4月～平成27年3月
医療手当（月8日以上入院又は月3日以上通院及び同一月の入通院）	月35,300円	月35,200円
医療手当（月8日未満入院又は月3日未満通院）	月33,300円	月33,200円
障害年金（1級）	年2,688,000円	年2,672,400円
障害年金（2級）	年2,144,400円	年2,138,400円
障害児養育年金（1級）	年838,800円	年835,200円
障害児養育年金（2級）	年670,800円	年668,400円
遺族年金	年2,344,800円	年2,337,600円
遺族一時金	年7,034,400円	年7,012,800円
葬祭料※	201,000円	206,000円

※生活保護法に基づく葬祭扶助基準額の改定にあわせて引き上げる。

# 児童扶養手当の額の改定の仕組み

- 現在、支給されている手当額は、過去、物価下落時に手当額を据え置いた(物価スライド特例措置)経緯から、特例的に、本来よりも高い水準で支払われている。(特例水準)
  - 平成24年11月に成立した法律により、特例水準(1.7%)を平成25年度から平成27年度までの3年間で計画的に解消する。(解消のスケジュールは、H25.10.▲0.7%、H26.4.▲0.7%、H27.4.▲0.3%)
- (参考)
- 特例水準の手当額は物価が上昇しても据え置く一方、物価が直近の手当額改定の基となる水準を下回った場合に、その分だけ引き下げるというルール。
  - 一方、法律上本来想定している手当額(本来水準)は、自動物価スライド規定に基づき、政令で、物価の上昇や下落に応じて、増額や減額を行うというルール。





## 特例水準解消のスケジュール

物価変動のない場合

【25年10月(▲0.7%)、26年4月(▲0.7%)、27年4月(▲0.3%)】

※実際には、物価の変動により、特例水準・本来水準とも変化  
※本来水準が特例水準と一致または上回った場合に特例水準は解消

